

赤門ゴルフ会会則

2023.3現在

【名称および会員】

第1条 本会は「赤門ゴルフ会」と称し、北海道銀杏会の会員でゴルフ愛好者として本会に登録した者を会員とする。

【目的】

第2条 本会は、ゴルフを通じて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

【例会】

第3条 本会はシーズン中毎月1回例会を行う。ハンディキャップ算定方法は別紙競技方法細則による。

【納会】

第4条 毎年10月の例会を納会とし、納会終了時をもって年間成績を確定する。

【賞品】

第5条 例会には、成績に応じて賞品を付する。納会には、年間を通じた成績に応じて賞品を付する。年間成績算定のためにポイント制を採用する。賞品及びポイント制の詳細は別紙競技細則8条の通りとする。ただし、年間ポイントが同ポイントの場合は、同順位とし、賞品は均等配分する。

【競技】

第6条 例会の競技方法については、別紙競技方法細則による。

【代表】

第7条 本会を内外に代表する役割をはたすため、北海道銀杏会会長を代表とする。

【幹事】

第8条 例会の優勝者(客員会員が優勝した場合は次順位の者)と準優勝者(客員会員が準優勝した場合は次順位の者)は、次回例会の終了まで本会の幹事となる。幹事は、共同して本会の運営について一切の権限をもち責任を負う。幹事は、第9条に定める常任幹事の事務支援を得て本会の円滑な運営を行うものとする。

【常任幹事】

第9条

- 1、当会は年間を通じて運営を担う常任幹事を設ける。
- 2、常任幹事は、常任幹事、常任幹事経験者及び最終例会優勝、準優勝者で構成する常任幹事会で次年度の候補者を指名し、総会で決定する。
- 3、常任幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。

4、 常任幹事は、以下の業務を担当する。

- ① 年間スケジュールの決定並にコース、納会、総会等の予約
- ② 例会の案内、例会の報告、出欠
- ③ 組み合わせの確定
- ④ 賞品並びにキャディ心付け、ニアピン、ドラコンフラッグの準備
- ⑤ 各種会費の徴収
- ⑥ 会計
- ⑦ 納会並に総会の設営
- ⑧ 慶弔に関する連絡
- ⑨ 入退会の記録と名簿の作成、記録書類の保管
- ⑩ その他当会の運営に必要な業務

【客員会員】

第10条 本会に在籍した者が本道を離れた場合、客員会員として本会に出席することができる。但し、客員会員は幹事とならない。

【臨時会員】

第11条 当会会員の配偶者は、申出により臨時会員とする。臨時会員は、毎回6,000円の会費を負担する。臨時会員のハンディキャップ並に成績は、正会員と同様とする。

【総会】

第12条 毎年年初に新年会を兼ねた総会を開く。総会は、当会の会則、常任幹事の決定、その他当会の運営上重要な事項を決定する。総会の司会は最終例会の優勝、準優勝者が行う。総会の設営は、常任幹事が行う。

【来賓招待】

第13条 例会、納会または懇親会においては、本会に関係の深い者を来賓として招待することができる。

【休 会】

第14条 年度初めに申出があった場合、当該年度の休会を認める。休会者に対しては年会費を免除す。

【経 理】

第15条 本会の経費は、次に掲げる収入をもってこれにあてる。

- 1) 年会費 3,000円
- 2) 例会費 5,000円(食事しない場合は3,000円)
- 3) 総会・納会・懇親会費 その都度常任幹事が定める。
- 4) 寄付金 有志の寄付は常に歓迎するものとする。
- 5) 罰金

【慶弔規則】

第16条 年会費を納入されている現会員が物故された場合には、1万円の香典と供花(合わせて3

万円以下を目途として)を差し上げることとする。

【罰則】

第17条 例会における罰則については、別紙競技方法細則による。

【付 則】

- 1) 平成 7年5月 一部改定
- 2) 平成12年6月 一部改定(免責納入金を廃止)
- 3) 平成14年4月 一部改定(会員資格、例会費)
- 4) 平成19年4月 一部改定(北海道銀杏会へ組織化、年会費減額、事務局設置)
- 5) 平成20年1月 一部改定(名称変更、表彰方法変更、代表・常任幹事規則化)
- 6) 平成21年3月 一部改定(第3条ハンディキャップの変更、第12条休会)
- 7) 平成22年1月 一部改定(第5条賞品及びポイントの変更、第7条代表の変更、第15条慶弔規定新設)
- 8) 平成24年3月 一部改定(第13条例会費、新年・納会・懇親会費の変更)
- 9) 平成25年3月 一部改定(第6条順位の決定方法の変更、第5条年間総合表彰賞品の変更)
- 10) 平成26年1月 一部改定(第9条常任幹事、第11条臨時会員、第12条総会の変更,競技方法細則設置)
- 11) 平成31年1月 一部改定(第15条経理に罰金追加、第17条罰則の新設)
- 12) 2020年1月 一部改正(第15条経理から入会金を廃止、年会費を減額)
- 13) 2023年3月 一部改正(第3条からハンディキャップに関する記載を削除、第8条から常任幹事に関する記載を削除)